

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 海域において排出することのできる水底土砂の基準

海域において排出することのできる水底土砂の基準は、特定水底土砂、指定水底土砂又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第四号若しくは第五号に規定する水底土砂のいずれにも該当しないものであることとする。 (第六条関係)

第二 海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等及び海洋施設廃棄の許可等に関する読替え

海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等及び海洋施設廃棄の許可等に関する技術的読替えを行うこと。 (第十一条の二及び第十六条関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 附則

一 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 関係政令について所要の改正を行うこと。

（附則第二条及び第三条関係）